

## 様式2

### 明 細 書

作成日：平成29年12月26日

更新日：令和5年6月22日

#### 1 作成者

住所（フリガナ）：シガケンマイバラシイブキ 〒521-0311 パンチ 滋賀県米原市伊吹1760番地

名称（フリガナ）：イブキ 伊吹 セイサンクミアイ そば生産組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：組合長 山崎 茂

ウェブサイトのアドレス：なし

#### 2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：穀物類（そば）

#### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：イブキ 伊吹 イブキザイライ そば、伊吹在来そば、Ibuki Soba、Ibuki Zairaisoba

#### 4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：滋賀県米原市

#### 5 農林水産物等の特性

「伊吹そば」及び「伊吹在来そば」（以下「伊吹そば」と称する。）は、滋賀県米原市に位置する伊吹山中腹で古くから栽培されてきた在来種のそば（玄そば）である。

「伊吹そば」は、大きさは主として直径4.5mm以下で、日本で広く栽培されているそばの品種と比較すると小粒なそばである。

また、小粒であるため、甘皮（種皮）の部分が多くなることから、甘皮に由来する緑の色調が強く出やすく、そば粉や麺にすると淡く緑がかった色合いとなる。同様に、甘皮に由来するそばの香りも強く出る。うま味や甘みも他の優良品種と比べ遜色がない（別紙1）。

このような「伊吹そば」の緑がかった色合いや香り、味の良さといった品質は、製粉会社やそば店から高く評価されている（別紙2）。

#### 6 農林水産物等の生産の方法

##### （1）品種

在来種（伊吹そば）を用いる。

##### （2）栽培方法

生産地内において、同種を用いて栽培する。

### (3) 出荷規格

直径 4.5mm 以下の実が全体の 70%以上であること。

### (4) 最終製品の形態

「伊吹そば」の最終製品の形態は、玄そばである。

## 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

伊吹山でのそばの生産は、平安時代後期から鎌倉時代にかけて伊吹山中腹に開かれた太平護国寺で始まったものとみられる。

江戸時代においては、俳人松尾芭蕉の弟子である森川許六が編んだ『本朝文選』（宝永 3 年（1706 年））に「伊吹蕎麦。天下にかくれなければ。」との記載があり、また、本草学者である小野蘭山の『本草綱目啓蒙』（享和 3 年（1803 年））にも「本邦ニテモ信州及江州桃井伊吹山ヲ上トス」と記載されるなど、上質なそばの産地として古くから知られていた。

太平護国寺が衰退した江戸時代以降も同寺の所在した太平寺村（明治 22 年（1889 年）町村制施行以降は伊吹村の太平寺地区となる。）の名産としてそば栽培は継続されたが、昭和 39 年（1964 年）に太平寺地区上方の斜面がセメント鉱山になったことに伴う集団移住後は、同地区に近い峠地区において在来種（伊吹そば）を使用したそばの栽培が細々ながら続けられていた。

その後、平成 7 年（1995 年）に滋賀県湖北地域農業改良普及センターが在来種（伊吹そば）の種子増殖の取組を開始した。伊吹山の西側には姉川が南流し、元来の在来種（伊吹そば）の生産地である太平寺地区も姉川の上流域に位置している。姉川の上流域は周囲を山に囲まれ他品種との交雑が生じにくい地形であったことから、この地域の生産者は、滋賀県湖北地域農業改良普及センターと協力して在来種（伊吹そば）を保全しながら試験的な栽培を続け、平成 13 年（2001 年）には当該域を採種場とするまでに生産規模を拡大することができた。現在では、他品種との交雑が生じにくい姉川の上流域を通常の採種場とすることで在来種（伊吹そば）を保全しつつ安定した生産を確保する体制が確立されている。

また、「伊吹そば」の生産が始まった太平寺地区をはじめとする姉川上流域は斜面地で水はけが良くそばの栽培に適していたが、それより下流の米原市内でもそば栽培に適した水はけの良い扇状地上の圃場や黒ボク土の圃場を擁していたことから、種子の供給が安定するに伴い、その生産域が拡大した。

## 8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

生産地におけるそばの生産は、平安時代後期から鎌倉時代にかけて伊吹山中腹に開かれた太平護国寺が起源であるとみられている。

江戸時代に膳所藩が編纂した本格的な地誌『近江輿地志略』（享保 19 年（1734 年））には、太平寺村周辺の様子を次のように伝えている。

「門前の在家廿計り太平寺村といふ。山畑のみにして田地なし。大山の半腹故、九夏の天も涼気甚しく蚊帳をつらず。この上の太平に蕎麦を撒く。土地広漠にて民業にあま

る。性味甚異なり。畠の劃を中より仕切りて隔年の地を休ませて撒く。湖水の船より遠く望めば、屏風に色紙を打つたるが如し。」

また、「元文己未（1739年）十二月写し」の記載がある「伊富貴山之図」（重要文化財『彦根藩井伊家文書』、彦根城博物館蔵）には、太平寺村より上、伊吹山の西面にそば畑が描かれている。さらに、郷土史『伊吹町史』によると、明治期の太平寺村にそば畑 298か所とあり、そばが当時この村を支える重要な農産物であったことが窺える。昭和 39年（1964年）に太平寺地区は麓の集落に集団移住したが、同地区に近い峠地区で在来種（伊吹そば）を使用した栽培が続けられていた。

平成 7年（1995年）以降、姉川の上流域の生産者は、その峠地区から種子を導入し、「伊吹そば」の復活に向けて滋賀県湖北地域農業改良普及センターと協力して試験的な栽培を続けつつ、平成 13年（2001年）には当該地域を採種場とするまでに生産規模を拡大させた。平成 16年（2004年）の米政策改革で地域特産作物としてそばの生産振興を行ったことも生産拡大の転換点となり、現在の栽培地は姉川の溪谷沿いをはじめ谷口から広がる米原市内にも拡大した。

平成 26年（2014年）から平成 30年（2018年）まででみると「伊吹そば」の平均の生産面積は約 40ha、収穫量は約 24t であり、出荷された「伊吹そば」は、流通過程において主に製麺用のそば粉に加工され利用されている。また、生産者数は、生産組織内で生産を行っている者、個人で生産を行っている者を含め 31 戸（平成 30年（2018年））である。

## 9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

### (1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

■ 該当しない

### (2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

#### 【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

